

[事案 28-198] 新契約無効請求

・平成 29 年 6 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

契約内容が、募集人に伝えた要望どおりになっていなかったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に契約した個人年金保険について、募集人から、すえ置金の利率が下がることから、すえ置金を保険料とした加入の提案を受けたため、保険料をすえ置金の範囲内にしたいとの要望を伝えた。それにもかかわらず、支払保険料総額がすえ置金額を超えていたことから、契約を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

申立人が募集人に、支払保険料総額をすえ置金額の範囲内にしたいと告げていた事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人と契約前の保険募集に同席した申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に保険料をすえ置金の範囲内にしたいとの要望を伝えていたとは認められないことから、契約の取消しは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、裁定手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人にすえ置金を保険料とする個人年金保険を提案するにあたり、本来であれば、すえ置金額を確認した上で行うことができたのに、確認方法を知らなかったことから、すえ置金額を把握しないまま勧誘を行った。
- (2) 募集人がすえ置金額を確認できていれば、本紛争は生じなかったと考えられ、また、すえ置金を保険料とすることを提案した募集人としては、すえ置金額について積極的に確認するなどの配慮が足りなかった。